大 監 第 61 号 平成19年12月13日

 大阪市監査委員 坂 井 良 和

 同 福 田 賢 治

 同 髙 橋 敏 朗

 同 髙 瀬 桂 子

住民監査請求について(通知)

平成 19 年 11 月 19 日付けであなたから提出された地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 242条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

社団法人大阪市人権協会(以下「協会」という。)には、塩楽荘の指定管理者制度での運営に関し違法がある。平成18年度の決算では、例えば、管理消耗品費で総勘定元帳の勘定科目と収支計算書との金額に誤差及び虚偽があり、福利厚生費でも、17年度迄計上されていない互助会旅行費用会社負担金等の経費が計上されている。そして、ゴミ処理費等は、法人であれば通常月極で契約するのが常識である。さらに、消費税にも算出額に整合性がなく、その他特に、消耗品費で現金払いが多く信憑性がない。アルバイト賃金も未払金を計上しているが、公的な施設で賃金未払いが生じることはおよそ有り得ないので、これも虚偽である。

また、経費として計上されているが認められないものがある。指定管理者賠償保険金は当然法人が支払うべきものであり、指定管理者制度になって、手数料の項目で行政目的外使用料を計上しているが、算出根拠が不明である。あいも変わらず不明朗な支出が上記だけでも判る。これらは一例に過ぎず、18 年度決算で判っているだけでも40,741,817円(明細添付)もある。

以上により、協会が過大な経費などを計上し、公金を違法に取得していることは明

らかであるから、それらは大阪市に返還されるべきものである。大阪市は指定管理者制度の下でも、塩楽荘の管理運営業務が適切におこなわれているかどうかを調査し、かかる違法、不当な支出が行われている場合には、協会に対して改善を求めるとともに、その返還を求める請求権を有する。しかしながら、大阪市はその義務を怠っている。

よって、大阪市監査委員が、市長に対して、塩楽荘の指定管理者制度による適切な 管理及び違法な収益の協会からの返還に必要な措置を講ずるよう勧告することを求め る。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法(以下「法」という。)第 242 条に定める住民監査請求においては、本 市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該 行為等」という。)について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的 な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して 初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から 区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添え て請求をする必要があるとされている。

本件請求は、平成 18 年度に塩楽荘側が不正経理等を行っているにもかかわらず、本 市職員等が塩楽荘側に対する返還請求を怠っているとして、形式的には「財産(債権)管理を怠る事実」を請求の対象にしようとするものと解されるが、本市職員等に係る固有の違法不当性の主張については、請求人は、専ら縷々具体的に主張しようとする塩楽荘側の不正経理等の状況とは対照的に、次のとおり請求書の末尾に唐突に記載するだけである。

すなわち、「人権協会が過大な経費などを計上し、公金を違法に取得していることは明らかであるから、それらは大阪市に返還されるべきものである。大阪市は指定管理者制度の下でも、塩楽荘の管理運営業務が適切におこなわれているかどうかを調査し、かかる違法、不当な支出が行われている場合には、人権協会に対して改善を求めるとともに、その返還を求める請求権を有する。しかしながら、大阪市はその義務を怠っている。」としているが、これらは、せいぜい当然かつ一般的・抽象的な義務の存在を示唆し、それらが単に不作為の状態にあると一方的に主張するにとどまり、具体的な違法不当性を招来させることをうかがわせるような本市職員等による義務懈怠の態様等については何等の摘示もないことが明らかである。

また、事実証明書についても、本市職員等に係る固有の違法不当性を直接根拠づけるものと解されるような書面の添付はなく、その一方で、塩楽荘側の不正経理等に関する書面が多数添付されているが、それらによって、本市職員等に係るどのような違

法不当事由を主張するのかは推認することもできない。

さらに、そもそも塩楽荘側の不正経理等についての請求人の主張内容自体も、収支計算書と総勘定元帳の記載に基づき、例えば、費目仕訳の考え方が自己と異なることのみをもって不正と判断したり、特段の根拠も示さず「常識・常識外」を違法の判断基準としたり、また、「現金払いが多く信憑性無し。」「虚偽」と一様に断定したりするなど、請求人が、現行の塩楽荘の運営自体に不満をもち、全般にわたって、推測、独自の見解・解釈・判断基準等によって主張しているに過ぎないと言わざるを得ず、返還請求を怠っているとされる財産(債権)の特定としても個別、具体的な摘示を欠くものと言うべきである。

そうすると、実質的に見て、本件請求は、本市職員等による違法不当に怠る事実についての主張も、それらを証する書面の添付も欠き、加えて、請求の目的面においても、住民監査請求の趣旨である本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の怠る事実の違法不当性の有無を監査によって明らかにしようとするものとも解することはできない。

なお、請求人が適法要件を欠く同様の請求 (請求書の記載の大半が全く同一の記述)を繰り返し提出することは、住民監査請求の趣旨に反すると言わざるを得ない。

いずれにしても、本件請求は法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。